

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（向上訓練等推進員）採用試験 募集案内

◆鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当◆

〒683-0851 米子市夜見町3001-8

電話(0859)24-0371 <https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenyonago/>



1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年12月8日（月）～令和8年1月6日（火） ◎郵送、持参及び電子申請で申込ができます。 ◎郵送の場合は令和8年1月6日（火）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間8:30～17:15 (土・日曜日、祝日及び年末年始12/29～1/3は閉庁日のため受け付けておりません。) ◎電子申請の場合は、令和8年1月6日（火）17:15まで
試験日時	令和8年1月14日（水） ◎開場時刻 午前9時00分 ◎試験開始時刻 午前9時30分
試験会場	鳥取県立産業人材育成センター米子校 （米子市夜見町3001-8）
試験結果 発表日	令和8年1月15日（木）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
向上訓練等 推進員	1名	① 短期訓練（主として在職者訓練）に係る講師依頼及び訓練生の募集、選考、入校、修了等の事務に関すること ② 訓練期間中の訓練生の支援及び講師又は訓練委託先等との連絡調整に関すること ③ 訓練生の各種手当（雇用保険、訓練手当、職業訓練受講給付金等）に関する手続きに関すること ④ 訓練に関するハローワークとの連絡調整に関すること ⑤ 担当訓練の運営に関する事務	産業人材育成センター米子校

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
普通自動車運転免許（AT限定でも可）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 求める人材

- ①企画力、交渉力（コミュニケーション力）を有する者
- ②事務を行うためにパソコンの操作（ワード、エクセル）が可能な者
- ③職業訓練に関する知識を有する者
- ④企業訪問等による対企業交渉等の経験を有する者

5 試験内容

試験種目	配点	内容
実技及び 小論文試験	20点	パソコン(Windows11)による小論文作成(Word2021)及び 表計算(Excel2021)についての試験（35分程度）
人物試験	80点	個別面接による人物についての口述試験（15分程度）

6 任用期間

令和8年2月1日～令和8年3月31日（予定）

7 勤務条件(予定)

給与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額 10,750円～11,640円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6ヶ月期：1.105ヶ月分、12ヶ月期：1.105ヶ月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※令和7年度の支給はありません。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円～42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 ※令和7年度は2日付与予定。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>月17日 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12／29～1／3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。</p>
任用の 期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（再度の任用4回まで）

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それにあります。

8 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 履歴書 1部 (写真貼付) 電子申請の場合は申込書 ①氏名 ②生年月日 ③年齢 ④現住所 (棟、号室まで記載すること) ⑤電話番号 (携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号も記載すること) ⑥職歴 (職歴が多く欄が足りない場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう、古い職歴を省いて記載すること) ⑦免許・資格について必ず記入すること。</p> <p>(2) 職務経歴書 1部 (任意様式) ・A4サイズとし、冒頭に「職務経歴書」及び「氏名」を記入すること。 ・応募動機及び職務経歴 (応募した職種に関連のある業務内容は詳しく) を記載すること。</p>
申込み先	<p>鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当 〒683-0851 米子市夜見町3001-8 電話(0859)24-0371 https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenyonago/</p> <p>[電子申請で申込む場合] 電子申請による申込みの場合はこちらから申込みを行ってください。</p> <p>◎とっとり電子申請サービス https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19075</p> 

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※3 受験資格 (3) (4) については試験当日書類をお渡しますのでそれに記載をお願いします。

※受験票は試験当日お渡します。

9 採用予定者の決定方法

実技及び小論文試験と、人物試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

10 試験結果の発表

令和8年1月15日(木)(予定)に試験結果を受験者全員に文書で通知します。また採用予定者の受験番号をHPに掲載します。

11 試験結果(得点等)の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	試験結果発表日から1ヶ月間	産業人材育成センター米子校

試験結果の開示の請求は、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際は、筆記用具、本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参してください。
- (3) 自家用車でお越しの方は、本校敷地内に駐車可能です。

13 個人情報の取り扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場案内図】

